

広島県水道企業団設立に向けた検討状況について

1 要旨・目的

水道事業の統合について、令和3年4月に設置した「広島県水道企業団設立準備協議会」（以下「協議会」という。）における検討状況を報告する。

2 現状・背景

- 令和3年4月、15市町※と県（以下「構成団体」という。）は、「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」を締結し、協議会（会長：知事 事務局：県企業局）において、令和5年度の水道事業の統合に向け、検討・準備を進めている。
- 協議会では、統合の受皿組織となる企業団について、10年間の事業計画や地方自治法に基づく企業団規約案を策定することとしており、令和4年2月に素案を取りまとめ、公表した。

※竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町

3 検討内容

- 事業計画素案の公表後、企業団の「組織・職員体制」について、事務局案をとりまとめた。
※ 不参画となる安芸太田町を除く。
- 事業計画素案から追記、修正した主な内容は、次のとおりである。

項目	主な内容																																													
企業団議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員定数及び選任方法を追記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員定数：19人 (給水人口10万人未満の市町：1人 10万人以上の市町：2人 県：3人) ・ 議員は、構成団体の議会が、構成団体の議員又は首長から選任 																																													
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局本部を県庁舎内に置くことを追記 																																													
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業開始時（R5年度）の職員定数の修正：370人（素案：350人程度） ○ 事業開始時の事務局（本部・15事務所）職員の配置予定人数を追記：327人（現在の常勤職員数と同程度） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">事務局の配置予定人数</th> <th rowspan="2">現在の常勤職員数</th> <th rowspan="2">差引</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>本部</th> <th>事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理職</td> <td>34</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>41</td> <td>▲7</td> <td>組織体制の見直しによる減</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般職</td> <td>293</td> <td>70</td> <td>223</td> <td>282</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工務以外</td> <td>204</td> <td>56</td> <td>148</td> <td>208</td> <td>▲4</td> <td>事務の本部集約化による減</td> </tr> <tr> <td>工務</td> <td>89</td> <td>14</td> <td>75</td> <td>74</td> <td>15</td> <td>工事量の増加に伴う増</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>327</td> <td>80</td> <td>247</td> <td>323</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務局の配置予定人数			現在の常勤職員数	差引	備考	計	本部	事務所	管理職	34	10	24	41	▲7	組織体制の見直しによる減	一般職	293	70	223	282	11		工務以外	204	56	148	208	▲4	事務の本部集約化による減	工務	89	14	75	74	15	工事量の増加に伴う増	合計	327	80	247	323	4	
区分	事務局の配置予定人数			現在の常勤職員数	差引				備考																																					
	計	本部	事務所																																											
管理職	34	10	24	41	▲7	組織体制の見直しによる減																																								
一般職	293	70	223	282	11																																									
	工務以外	204	56	148	208	▲4	事務の本部集約化による減																																							
	工務	89	14	75	74	15	工事量の増加に伴う増																																							
合計	327	80	247	323	4																																									
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人材確保・育成の考え方を追記 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員は、短期的には構成団体の派遣で対応し、中・長期的（令和8年度以降）には、構成団体の派遣と企業団の職員採用を適切に組み合わせて確保 ・ 職員を計画的に確保・育成するため、令和5年度に人材育成方針を策定 																																													

4 スケジュール

引き続き協議会において、企業団の組織・職員体制や工業用水道事業の取組、収支シミュレーションなどについて検討を進め、令和4年7月の事業計画及び企業団規約（案）の策定に向け、取り組んでいく。

	R3年度	R4年度	R5年度
全 体	基本協定締結 4月 企業団設立準備 ・事業計画 ・組織, 管理体制 ・住民周知 等	県議会 市町議会 企業団設立議決 9月 企業団設立 許可申請 (総務省) 企業団設立 11月 水道事業 認可申請 (厚生労働省) 業務引継等	事業開始 4月
協議会	●第1回 (4/26) ●第2回 (11/29) ●第3回 (2/7)	●第4回 (7月)	

5 予算

254,017千円（協議会の運営、企業団設立及び事業開始に向けた手続・準備）

6 その他（関連情報等）

協議会の開催状況や水道事業の広域連携の取組については、県ホームページに順次、掲載
[\(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/253/\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/253/)

企業団の組織・職員体制について（案）

1 基本的な考え方

- 企業団は、統合効果を最大限に活かしながら、経営環境や社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、将来にわたって持続可能な水道サービスの提供が可能となるよう次の考え方に基づき組織体制を構築する。
 - ・ 簡素で効率的な組織
 - ・ 迅速な意思決定が可能な組織
 - ・ 住民や構成団体から信頼されるガバナンス体制の確保
- 事業開始時（令和5年4月）は、構成団体から円滑に業務を移行させるとともに、国交付金を活用した施設の再編整備などの事業を適切に行うため、業務量に応じた職員数を確保する。

2 経営形態

広域連合企業団

※ 地方自治法第284条及び地方公営企業法第39条の2に基づき、地方公営企業の経営に関する事務を広域的に処理するため設置する特別地方公共団体

3 名称

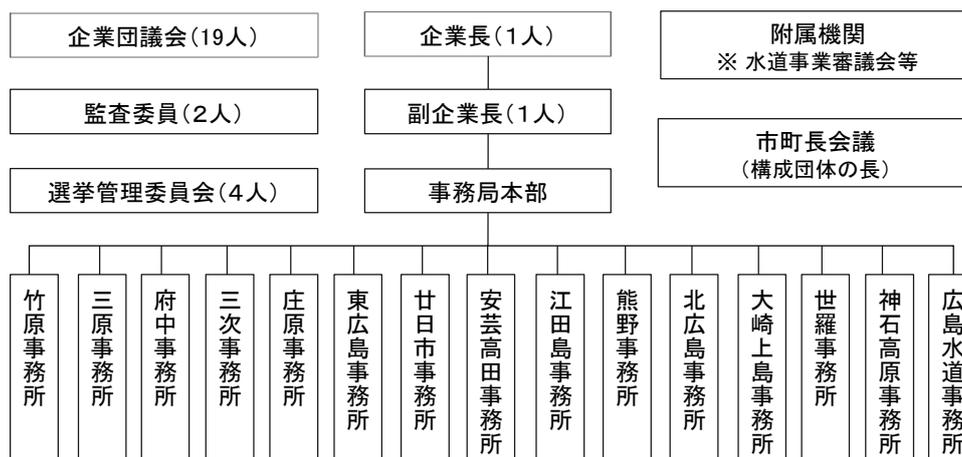
広島県水道広域連合企業団

4 組織機構

(1) 概要

- 地方自治法の規定に基づき、企業団に次の機関を置く。
 - ・ 意思決定機関として企業団議会を置き、議員定数を19人とする。
 - ・ 企業団の管理者として企業長を置く。
 - ・ 企業団の財務や事務を監査するため、監査委員を2人置く。また、企業団議会議員や企業長の解職、条例の制定・改廃などの直接請求に関する事務を行うため、選挙管理委員会を置き、委員定数を4人とする。
- 企業長の補助機関として、副企業長を1人と事務局を置く。
- 事務局は、本部と地方機関としての事務所を設置する。事業開始時の事務所は15事務所とし、現在の14市町の水道部局と県広島水道事務所を移行する。県水質管理センターは、本部に位置付ける。
- その他、水道事業審議会、情報公開・個人情報保護審査会などの附属機関や、構成団体の長で構成する市町長会議を設置する。

<組織機構（イメージ）>



(2) 企業団議会

項目	内容												
定数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 人 ※議員は、給水人口 10 万人未満の市町からは 1 人，給水人口 10 万人以上の市町からは 2 人，県からは 3 人選任する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>選任数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水人口 10 万人未満の市町</td> <td>1 人</td> <td>竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，安芸高田市，江田島市，熊野町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町</td> </tr> <tr> <td>給水人口 10 万人以上の市町</td> <td>2 人</td> <td>東広島市，廿日市市</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>3 人</td> <td>県</td> </tr> </tbody> </table>	区分	選任数	備考	給水人口 10 万人未満の市町	1 人	竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，安芸高田市，江田島市，熊野町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町	給水人口 10 万人以上の市町	2 人	東広島市，廿日市市	県	3 人	県
区分	選任数	備考											
給水人口 10 万人未満の市町	1 人	竹原市，三原市，府中市，三次市，庄原市，安芸高田市，江田島市，熊野町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町											
給水人口 10 万人以上の市町	2 人	東広島市，廿日市市											
県	3 人	県											
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体ごとに定める定数に基づき，構成団体の議会がその議員又は長のうちから，議員による選挙により選任 ・ 議長，副議長は，企業団議会で選出 												
身分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職（非常勤） 												
任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成団体の議員又は長としての任期 												
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会に出席又は公務に従事した日数に応じて支給 ・ 支給額は，県，県内市町及び類似団体の議員報酬額を参考に設定 												
費用弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会議員の例に準じ，旅費を支給 												
開催回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会 2 回（10・1 月，各 1 日程度） ※緊急な事案が生じた場合には，臨時会を開催 												
主な議決事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の制定，改廃 ・ 予算の議決 ・ 決算の認定 ・ 副企業長，監査委員の選任同意 ・ 選挙管理委員の選挙 												
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部職員が兼務 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業団設立後，各構成団体は，令和 4 年 12 月定例会で議員を選出 ・ 議長が選出されるまでは，最年長の議員が臨時にその職務を実施 												

(3) 執行機関

ア 企業長

項目	内容
選任方法	・ 構成団体の長が，構成団体の長のうちから選挙で選任
身分	・ 特別職（非常勤）
任期	・ 構成団体の長の任期
報酬	・ 企業長は，水道事業運営の責任者として，事故発生時など常勤的な活動が求められることから，月額で支給 ・ 支給額は，県，県内市町及び類似団体の報酬額を参考に設定
費用弁償	・ 県の特別職（知事・副知事）の例に準じ，旅費を支給
その他	・ 企業長は，企業団設立時に，別に定める選挙要領に基づき選任

イ 副企業長

項目	内容
定数	・ 1人
選任方法	・ 企業長が，企業団議会の同意を得て選任
身分	・ 特別職 ※調整中
任期	・ 4年 ※調整中
報酬又は給料	・ 勤務形態に応じて，報酬又は給料で支給 ・ 支給額は，県，県内市町及び類似団体の額を参考に設定
費用弁償	・ 県の特別職（知事・副知事）の例に準じ，旅費を支給

ウ 監査委員

項目	内容													
事務	・ 企業団の財務や事務の執行を監査													
定数	・ 2人													
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業長が、企業団議会の同意を得て、識見者（公認会計士や水道事業経営の経験を有する者など）から選任 ・ 代表監査委員は、委員の互選により選任 													
身分	・ 特別職（非常勤）													
任期	・ 4年													
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務に従事した日数に応じて支給 ・ 支給額は、県、県内市町及び類似団体の監査委員報酬額を参考に設定 													
費用弁償	・ 県監査委員の例に準じ、旅費を支給													
監査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の例に準じ、次のとおり実施 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 40%;">実施回数</th> <th style="width: 35%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期監査 (財務監査)</td> <td>本 部：1回/年 事務所：1回/3～5年</td> <td>・ 監査委員事務局職員による実地調査の後、監査委員による委員監査を実施</td> </tr> <tr> <td>決算審査 (健全化判断 比率含む)</td> <td>本 部：1回/年</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、事務局職員が実施し、監査委員に結果報告 ・ 監査対象機関は本部と全事務所 </td> </tr> <tr> <td>例月出納検査</td> <td>本 部：12回/年 (毎月実施)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※行政監査などの上記以外の監査は、必要に応じて実施 ※監査業務の一部（事前準備・実地調査・調査結果のまとめ等）を委託</p>			区分	実施回数	備考	定期監査 (財務監査)	本 部：1回/年 事務所：1回/3～5年	・ 監査委員事務局職員による実地調査の後、監査委員による委員監査を実施	決算審査 (健全化判断 比率含む)	本 部：1回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、事務局職員が実施し、監査委員に結果報告 ・ 監査対象機関は本部と全事務所 	例月出納検査	本 部：12回/年 (毎月実施)
区分	実施回数	備考												
定期監査 (財務監査)	本 部：1回/年 事務所：1回/3～5年	・ 監査委員事務局職員による実地調査の後、監査委員による委員監査を実施												
決算審査 (健全化判断 比率含む)	本 部：1回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、事務局職員が実施し、監査委員に結果報告 ・ 監査対象機関は本部と全事務所 												
例月出納検査	本 部：12回/年 (毎月実施)													
開催回数	・ 年12回（月1回）開催													
事務局	・ 本部職員が兼務													
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年1月開催予定の企業団議会で同意を得て、監査委員を選任 ・ 監査委員選任後、初めて開催する監査委員会議で代表監査委員を選任 													

エ 選挙管理委員会

項目	内容
事務	・企業団議会議員や企業長の解職，条例の制定・改廃などの直接請求に関する事務
定数	・委員4人，補充員4人
選任方法	・構成団体の選挙権を有する者のうちから，企業団議会において選挙により選任 ・委員長は，委員の互選により選任
身分	・特別職（非常勤）
任期	・4年
報酬	・公務に従事した日数に応じて支給 ・支給額は，県，県内市町及び類似団体の選挙管理委員報酬額を参考に設定
費用弁償	・県選挙管理委員の例に準じ，旅費を支給
開催回数	・年1回（6月頃） ※企業長や企業団議会議員の解職，条例の制定・改廃などの直接請求があった場合は，その都度開催
事務局	・本部職員が兼務
その他	・令和5年1月開催予定の企業団議会での選挙により，委員及び補充員を選任 ・選挙管理委員選任後，初めて開催する選挙管理委員会会議で委員長を選任

オ 附属機関

(7) 水道事業審議会

項目	内容
事務	・各水道事業の経営状況を踏まえた上で，料金改定に関する事項を審議
選任方法	・企業長が，次の者を委嘱 学識経験者委員 2人 水道使用者委員 市町ごとに10人以内 ・会長は，委員の互選により選任
身分	・特別職（非常勤）
任期	・委員委嘱時から審議終了時まで
報酬	・勤務日数に応じて支給 ・支給額は，県の例に準じ支給
費用弁償	・県の附属機関委員の例に準じ，旅費を支給
開催回数	・審議会は，審議を行う必要が生じた場合に，審議対象となる市町ごとに，学識経験者委員と当該市町の水道使用者委員が構成員となって，必要な回数を開催
事務局	・本部職員が担当

(イ) 情報公開・個人情報保護審査会

項目	内容
事務	・開示請求の決定に対する不服申立に対し、企業長の諮問に応じ、決定内容などを審査
定数	・3人
選任方法	・委員は、学識経験を有する者のうちから、企業長が委嘱 大学教授等 2人 弁護士 1人
身分	・特別職（非常勤）
任期	・2年
報酬	・勤務日数に応じて支給 ・支給額は、県の例に準じ支給
費用弁償	・県の附属機関委員の例に準じ、旅費を支給
開催回数	・年1回（6月頃） ※企業長から諮問があった場合は、その都度開催
事務局	・本部職員が担当

(ウ) その他

- 行政不服審査法に基づく行政不服審査会の事務は、県に委託する。
- 指定管理者の指定や業務委託の公募にあたり、最優秀提案者を選定するため、プロポーザル選定委員会を設置する。
- 今後、企業団で常勤職員を採用する時期に合わせ、退職手当の支給制限等の処分について調査審議を行う退職手当審査会を設置する。

(4) 市町長会議

構成団体の長で構成する市町長会議を設置し（設置要綱制定）、企業団の事業運営について、企業長と構成団体の長との間で、協議・調整を行う。

5 事務局

(1) 本部と事務所の事務分担

本部と事務所の事務分担を，次のとおりとする。

事務	本部	事務所
総務・財務	<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与，組織 ・旅費事務，福利厚生，安全衛生等（事務所対応分を除く） ・例規，争訟 ・議会・監査・附属機関対応，各種団体との調整 ・危機管理 ・広報広聴 ・システム企画，運用保守 ・その他企業団の庶務業務（事務所対応分を除く） ・経営計画の策定，業務統計 ・水道料金の改定 ・予算・決算，会計・経理，資金管理 ・本部内の予算執行，支払事務 ・本部内の財産管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所職員の勤怠，旅費事務，福利厚生，安全衛生等 ・事務所内の文書管理 ・その他事務所内の庶務業務（物品調達，庁舎管理，公用車管理等） ・事務所内の予算執行，支払事務 ・事務所内の財産管理 ・事務所所在市町との調整
営業	<ul style="list-style-type: none"> ・営業業務の総括（基準，マニュアルの策定等） ・滞納整理（不納欠損，訴訟事務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務 ・検針，調定，収納 ・営業系システムの運用保守 ・滞納整理（本部対応分を除く）
給水装置	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置業務の総括（基準，マニュアルの策定等） ・指定給水装置工事事業者の指定・更新，指導監督等 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事の受付，審査，検査 ・給水装置系システムの運用保守 ・指定給水装置工事事業者の指定・更新等に係る申請受付
運転監視・保全	<ul style="list-style-type: none"> ・運転監視・保全業務の総括（基準，マニュアルの策定，修繕計画の策定等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場等の運転監視 ・浄水場，管路等の点検，修繕，事故対応 ・運転監視・保全系システムの運用保守
水質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・水質管理の総括（水質検査計画，水安全計画の策定等） ・水質検査の業務委託 ・水質に関する調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理，送配水工程における水質管理 ・毎日検査の実施 ・水質事故への対応 ・水質に関する住民対応
工務	<ul style="list-style-type: none"> ・工務業務の総括（基準，マニュアル等，施設整備・更新計画の策定等） ・国交付金申請・事業認可・水利権更新の手續 ・工事の設計，発注，監督，検査（国交付金を活用した施設の再編整備に係る工事，事務所バックアップ） ・本部工務系システムの運用保守 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の設計，発注，監督，検査（本部で実施する工事以外の工事） ・事務所内の工務系システムの運用保守

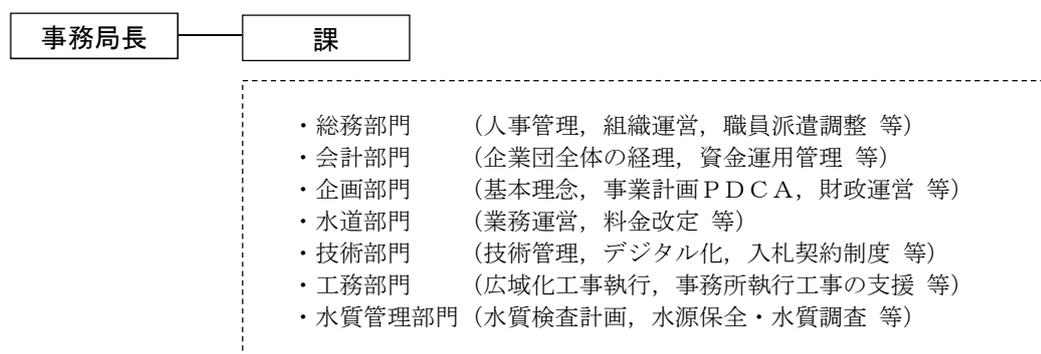
(2) 組織機構

事務局の組織機構は、次のとおりとする。

【本部】

- 本部に事務局の事務を統括するため、事務局長を置く。
- 事務局長の下に、総務、会計などの担当する部門ごとに「課」を置く。
- 本部に、水道法第 19 条に基づき設置が義務付けられている、水道の管理について技術上の業務を担当する水道技術管理者を 1 人置く。また、水道技術管理者の事務を補助するため、本部の関係課のほか、事務所ごとに水道技術管理補助者を 1 人置く。

<本部の組織イメージ>

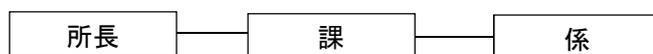


【事務所】

- 各事務所に事務所の事務を統括するため、所長を置く。
- 三原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、広島水道事務所の 4 事務所は、事業規模が大きいことから、所長の下に、「課・係」を置く。また、広島水道事務所に課相当の事業所を設置する。
- その他の 11 事務所は、所長の下に「係」を置く。

<事務所の組織イメージ>

- ・三原事務所、東広島事務所、廿日市事務所、広島水道事務所



- ・その他 11 事務所



(3) 職員数

- 事業開始時の事務局職員の配置予定人数は、施設の再編整備などにより工事は増加するものの、組織体制の見直しによる効率化や事務の本部集約化による業務量の減などにより、現在の各構成団体の常勤職員数である 323 人と同程度の 327 人とする。このうち、本部と事務所の事務分担に基づき、本部に 80 人、事務所に 247 人を配置する。
 なお、職員数の上限を定める条例上の職員定数については、10 年間の工事量や災害等の危機事案への対応を考慮し、370 人とする。
- 事業開始から当分の間、職員は、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、各構成団体からの派遣で対応する。職員の派遣に当たっては、原則、次の考え方により派遣する。
 - ・ 本部へは、主に県職員を派遣することとし、市町からは、本部に集約化する業務の業務量に応じて、職員を派遣する。
 - ・ 事務所（広島水道事務所を除く。）へは、当該事務所が所在する市町職員を派遣し、広島水道事務所へは、県職員を派遣する。
- 職員定数や職員配置は、令和 6 年度以降、毎年度、本部と事務所の業務量を精査し、構成団体の意見を聞きながら見直していく。
- 将来にわたり水道事業を継続するためには、人材の安定的な確保や計画的な育成が不可欠である。職員は、短期的には、構成団体からの派遣で対応するが、中・長期的（令和 8 年度以降）には、構成団体からの派遣と企業団による職員採用を適切に組み合わせ、確保する。また、1 人ひとりの職員が技術力を維持・向上できるよう、令和 5 年度に人材育成方針を策定し、計画的に人材を育成する。

<事務局職員の配置予定人数（事業開始時）>

区分	配置予定人数			現在の 常勤 職員数	差引	備考
	計	本部	事務所			
管理職	34	10	24	41	▲ 7	・組織体制の見直しによる減
一般職	293	70	223	282	11	
工務以外	204	56	148	208	▲ 4	・事務の本部集約化による減
工務	89	14	75	74	15	・工事量の増加に伴う増
合計	327	80	247	323	4	

<本部・事務所ごとの職員の配置予定人数（事業開始時）>

R4年度（現行）

（単位：人）

構成団体	管理職	一般職員		計	
		工務以外	工務		
県企業局	本庁 水質管理センター	9	44	2	55
	広島水道事務所	3	33	20	56
竹原市	2	7	2	11	
三原市	3	26	9	38	
府中市	2	11	2	15	
三次市	2	5	4	11	
庄原市	2	9	3	14	
東広島市	4	25	11	40	
廿日市市	4	14	8	26	
安芸高田市	2	5	2	9	
江田島市	2	8	4	14	
熊野町	2	5	2	9	
北広島町	1	4	1	6	
大崎上島町	1	1	1	3	
世羅町	1	9	1	11	
神石高原町	1	2	2	5	
合計	41	208	74	323	

R5年度（事業開始時）

（単位：人）

本部・事務所	管理職	一般職員		計
		工務以外	工務	
本部	10	56	14	80
	+1	+12	+12	+25
広島水道事務所	3	33	20	56
竹原事務所	1	6	2	9
	▲1	▲1		▲2
三原事務所	3	22	9	34
		▲4		▲4
府中事務所	1	10	2	13
	▲1	▲1		▲2
三次事務所	1	4	4	9
	▲1	▲1		▲2
庄原事務所	1	8	3	12
	▲1	▲1		▲2
東広島事務所	4	24	15	43
		▲1	+4	+3
廿日市事務所	3	14	7	24
	▲1		▲1	▲2
安芸高田事務所	1	4	2	7
	▲1	▲1		▲2
江田島事務所	1	7	4	12
	▲1	▲1		▲2
熊野事務所	1	4	2	7
	▲1	▲1		▲2
北広島事務所	1	2	1	4
		▲2		▲2
大崎上島事務所	1	1	1	3
世羅事務所	1	7	1	9
		▲2		▲2
神石高原事務所	1	2	2	5
合計	34	204	89	327
	▲7	▲4	+15	+4

(4) 事務所の所在地

本部・事務所	所在地
本部	広島市中区基町 10-52 (広島県庁内)
竹原事務所	竹原市中央 4 丁目 8-17
三原事務所	三原市西野 5 丁目 14-1 (西野浄水場内)
府中事務所	府中市用土町 440-1 (城山浄水場内)
三次事務所	三次市三次町 501 (寺戸浄水場内)
庄原事務所	庄原市中本町 1 丁目 10-1 (庄原市役所内)
東広島事務所	東広島市西条中央 2 丁目 5-18
廿日市事務所	廿日市市串戸 5 丁目 10-15
安芸高田事務所	安芸高田市吉田町吉田 791 (安芸高田市役所内)
江田島事務所	江田島市江田島中央 1 丁目 1-1 (江田島市民センター内)
熊野事務所	安芸郡熊野町中溝 1 丁目 1-1 (熊野町役場内)
北広島事務所	山県郡北広島町有田 1234 (北広島町役場内)
大崎上島事務所	豊田郡大崎上島町中野 2067-1 (大崎上島町役場大崎支所内)
世羅事務所	世羅郡世羅町大字東神崎 351 (さかえ浄水場内)
神石高原事務所	神石郡神石高原町小畠 1701 (神石高原町役場内)
広島水道事務所	広島市安芸区畑賀町 2970 (瀬野川浄水場内)